

【機器構成内訳】		
品名	数量	単位
過酸化水素低温プラズマ滅菌装置	1	式
【構成内容】		
過酸化水素低温プラズマ滅菌装置	1	台
設置調整費・搬入費	1	式

【調達物品の備えるべき技術的要件】

1 過酸化水素低温プラズマ滅菌装置本体に関し、以下の要件を満たすこと。
1-1 本装置は過酸化水素とそれに高周波エネルギーを組み合わせることで低温プラズマ状態を作り出し、活性種フリーラジカル作用により微生物の生命機能を破壊する過酸化水素低温プラズマ滅菌器であること。
1-2 滅菌容量は100L程度であること。
1-3 エアークリーンにはHEPAフィルターを使用していること。
1-4 滅菌行程を自動的にモニターし、コントロールできること。
1-5 滅菌サイクル中における現在の行程が表示できること。
1-6 滅菌サイクルに問題があることを検知するとサイクルは自動的にキャンセルされ、メッセージが記録されること。
1-7 使用される過酸化水素はカセット式であり、タッチ式のスイッチを押すだけで自動的にチャンバー内に注入される方式であること。
1-8 滅菌中は、被滅菌物の温度は約55℃以下であること。
1-9 滅菌サイクルはショート(約54分)、ロング(約72分)の選択式で、被滅菌物に応じて選択できること。
1-10 本体の外寸法は、幅800mm X 奥行き1100mm X 高さ1700mm 以内であること。
1-11 本体の総重量は、400kg以下であること。
1-12 本体設置に関して給水、給蒸、排水の設備を必要としないこと。
1-13 本体設置に関して過酸化水素ガス探知機、洗眼器、自給式呼吸装置等、特段の追加付帯設備の設置を必要としないこと。
2 滅菌装置の被滅菌物に対する器材適合認証について、以下の要件を満たすこと。
2-1 オリンパス社製内視鏡手術器具の滅菌に際し、器材適合認証を受けていること。

3	プリオン病感染予防ガイドラインへの掲載について、以下の要件を満たすこと。
3-1	プリオン病感染予防ガイドラインに、ハイリスク手技に用いられた手術器械等に対して推奨される滅菌処理方法として、記載がある。
4	搬入、設置工事、調整、稼働テストに関しては、以下の要件を満たすこと。
4-1	設置工事等の実施にあたっては設置担当者とあらかじめ打ち合わせのうえ実施すること。
4-2	搬入、設置のためのルート確保、養生等は納入業者が実施すること。
4-3	設置場所は現場担当者が指定した場所とすること。
4-4	搬入、設置工事等の期間中、これらの作業に起因して病院運営業務に支障がでないよう必要な措置を講じること。
4-5	搬入、搬出に伴う費用は納入業者の負担とすること。
5	保守体制等については、以下の要件を満たすこと。
5-1	納入後1年間は、通常の使用で故障した場合の無償修理に応じること。
5-2	本システムの運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
5-3	納品後のサポートサービスを履行すること。
5-4	通常の業務時間においては、ユーザーからの障害連絡後、速やかに対応できる体制が整っていること。(可能な限り業務に支障をきたさないよう対処すること。)
6	取り扱い説明、教育訓練、その他については、以下の要件を満たすこと。
6-1	取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に対して十分に行うこと。教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、現場担当者と協議のうえ決定すること。
6-2	当院が必要と認めた時は、追加の教育訓練を納入後1年間は無償で行うこと。
6-3	日本語による取扱説明書を提出すること。
6-4	本システム導入に伴い、医療法や電波法等で届出が必要な場合、届出書類に関する資料を提出し、必要届出のサポートを行うこと。
7	その他の特記事項については、以下の要件を満たすこと。
7-1	納入品については全て新品（リファービッシュ品は不可）であること。
7-2	納入品については搬入、据付および調整を行うこと。
7-3	納入後1年以内に機能向上があった場合は、当院担当職員と協議のうえ、導入を検討すること。

7-4 仕様の細部についてはすべて当院の承認および指示を受けること。

7-5 その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。